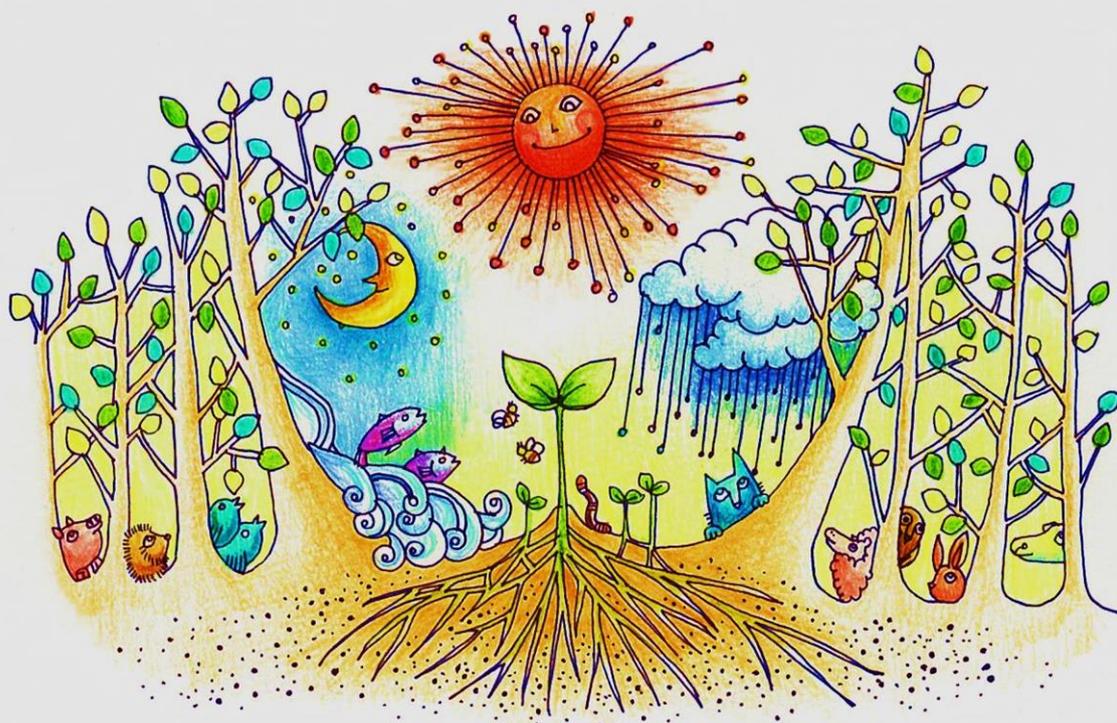


私たちの憲法

憲法が生きている学校、憲法を学べる教室を
—自民党憲法草案は何を変えようとしているのか—



東京教育文化研究所(東京教研)

目 次

はじめに - 憲法の学び方 - 池田賢市 (東京教研所長・中央大学) …P 1
ちゃんと知らなきゃ大変だっ!!!

by N₂サービス ©豊橋いのちと未来を守る会 …P 2

自民党草案は、何を変えようとしているのか？

憲法そのものに関わって

- 1 憲法を守るのはだれ？ (立憲主義) …P 1 0
- 2 まず改正手続きを変える？ (第9 6 条) …P 1 2
- 3 前文は憲法のエッセンス …P 1 4

第9 条の改悪を狙う

- 4 戦争ができる国をめざす (第9 条) …P 1 6
- 5 ゆらぐシビリアンコントロール (第6 6 条) …P 1 9
- 6 奴隷的拘束の削除は、徴兵制への地ならしか？ (第1 8 条) …P 2 0
- 7 日本国憲法にはない「緊急事態」 …P 2 1

国民主権と天皇

- 8 天皇を「戴く」国に (前文・1 条) …P 2 2
- 9 国旗・国歌を強制する …P 2 4

基本的人権に対する攻撃

- 1 0 憲法における義務とは？ …P 2 6
- 1 1 「人」と「個人」その違いは？ …P 2 8
- 1 2 「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」とは …P 3 0
- 1 3 信教の自由を脅かす自民党憲法草案 (第2 0 条) …P 3 1
- 1 4 憲法は、一切の表現の自由を保障している (第2 1 条) …P 3 2
- 1 5 教育はお国のためのもの？ (第2 6 条) …P 3 3
- 1 6 女性の権利はあともどり？ (第2 4 条) …P 3 4
- 1 7 社会権はどうなっている？ …P 3 7
- 1 8 身体の自由について (第3 1～4 0 条) …P 3 8
- 1 9 経済に関する自由では？ (第2 2・2 9 条) …P 4 0
- 2 0 新しい「権利」はどう書かれているのか …P 4 2

最後に

- 2 1 押し付け憲法というけれど - 人類の英知の結晶— …P 4 3
- 私たちにできること …P 4 4
- こんな授業もしてみよう …P 4 5
- おわりに 土井 彰 (東京教研理事長) …P 4 8

「日本国憲法全文」 …P 4 9

* 本文中、日本国憲法の条文は実線で、自由民主党(自民党)憲法草案は点線で囲みました。

はじめに - 憲法の学び方 -

学校での憲法学習の記憶をたどると、前文、9条、法の下での平等などを経て、勤労の権利と義務、納税の義務まで来て一段落(つまり30条まで)。その後、国会等の統治の項目に入っていく(つまり41条から)、といったものではなかったか。

ここで抜けているのは31条から40条までの部分。さて、ここには何が書いてあるのか。その重要性を指摘する前に、どの条文から憲法を学びはじめればよいかを考えたい。

まず99条からはじめてはどうか。100～103条が経過規定等であるから、99条は、実質的には憲法の最後の条文と言ってよい。そこには、この憲法を守るのは誰かが書かれている。この部分の理解がないと、憲法とは国民が生活上守るべきルールであるという誤解へとつながってしまう。

99条＝天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

つまり、権力を行使しうる人々に対して憲法尊重擁護義務を課しているわけである。憲法とは、国家権力に対して歯止めをかけるために国民が権力側に宛てて書いたものである。その原型が1215年のマグナカルタであった。

さて、このような「立憲主義」の考え方の具体が31～40条に書かれているのである。31条には、法的手続きによらなければ生命もしくは自由を奪われないことが規定され、以下、32条＝裁判を受ける権利、33条＝令状によらなければ逮捕されないこと、34条＝抑留・拘留の要件、35条＝住居の不可侵、36条＝拷問等の禁止、37条＝弁護士の依頼等の刑事被告人の権利、38条＝自己に不利な証拠が自白しかないときは有罪とされない等、自白の証拠能力について、39条＝一事不再理等、そして40条には、抑留後に無罪となったときの国への補償要求の権利について書かれている。

要するに、このように細かく刑事訴訟に関することを書いておかないと、権力は、不当に逮捕し、自由を奪い、公正な裁判も経ずして、自白の強要によって人々の権利を奪いかねない、ということである。戦前の警察等の動き、また戦後においても発生している冤罪事件を考えると、これらの規定が、権力への歯止め規定としての憲法に書かれていることの意味・正当性がよく理解できよう。

このように99条からはじめて31～40条の具体的な歯止め規定を読んでから9条に移行していけば、もっとも危険な権力行使としての戦争を放棄せよと、誰が誰に言っているかがよくわかる。そして、憲法の前文を読む。そうすれば、1条からゆっくりと、一市民としての自覚の上に立って、意味を深く理解しながら読んでいけるはずである。

さて、ここで注意を要するのは、このような憲法が存在しているからといって、自動的に人々の自由や権利が守られるわけではないという点である。その実効性は、憲法の理念を守り抜こうとする民意の力、自由を求める民意によっているのである。

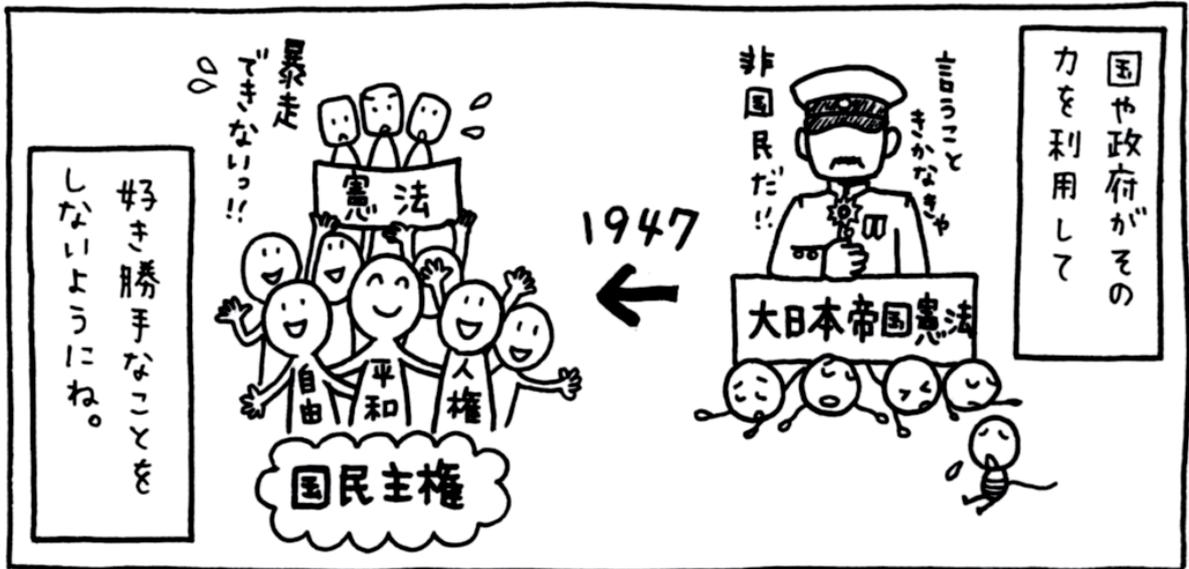
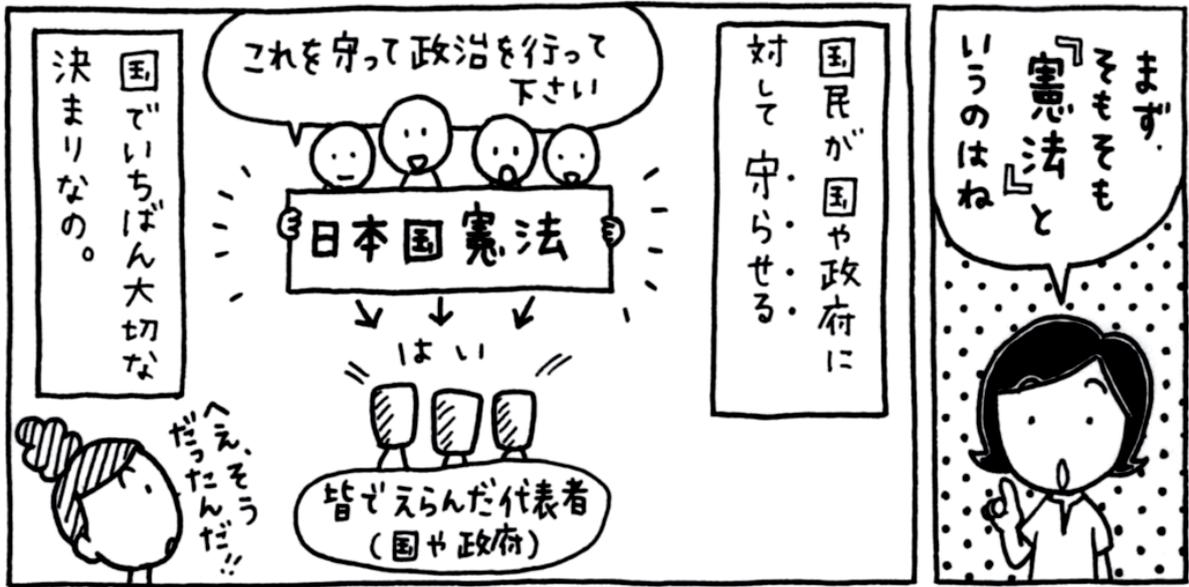
池田賢市 (東京教研所長・中央大学)

ちゃんと知らなきゃ大変だ!!!

by N2サービス ©豊橋いのちと未来をまもる会





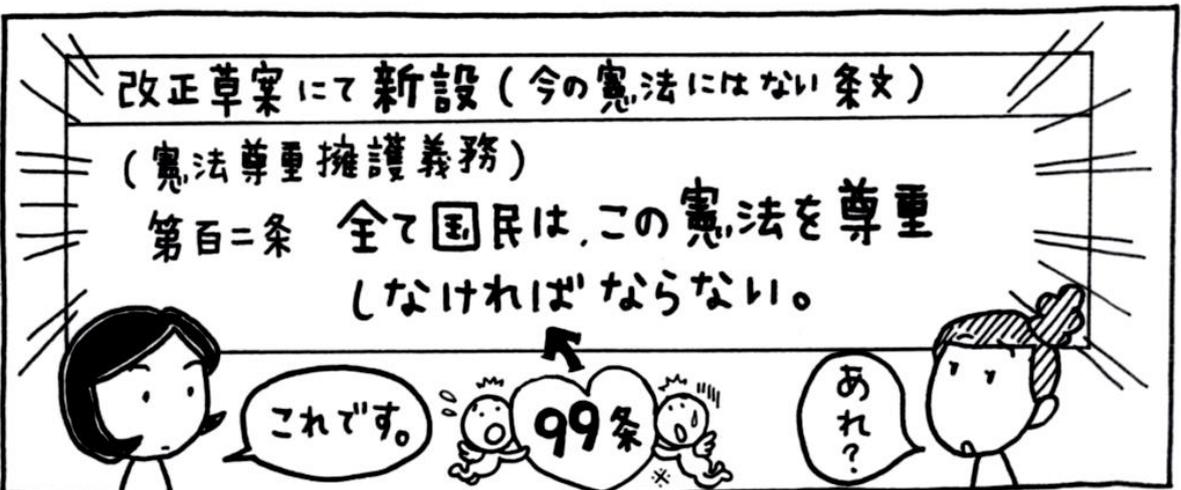


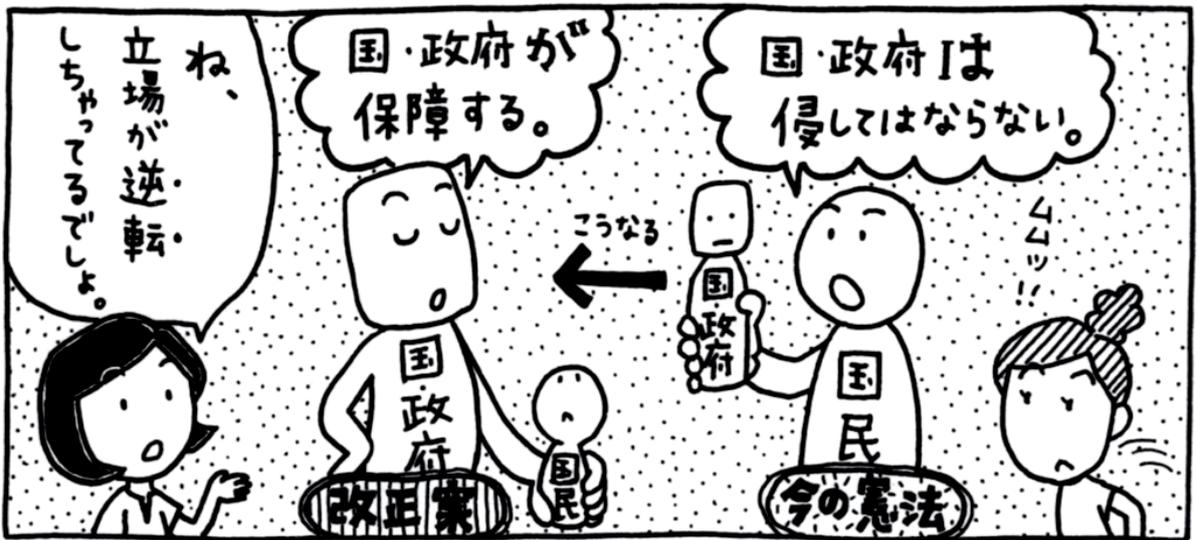
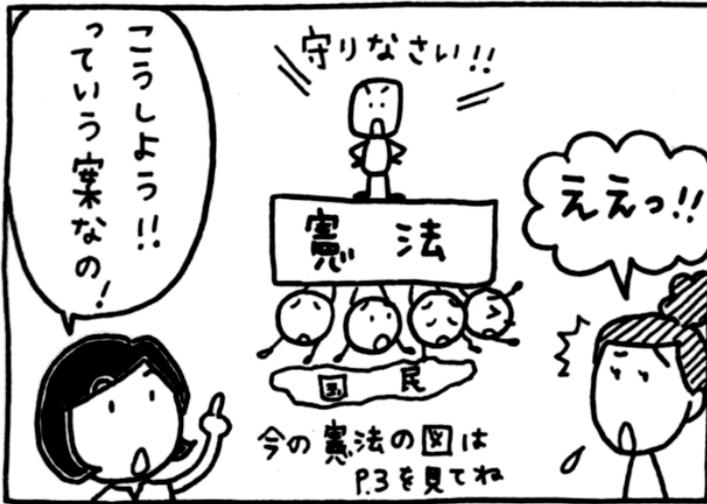
今の憲法	改正草案
(思想及び良心の自由) 第十九条 思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。	第十九条 思想及び良心の自由は保障する。
(財産権) 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。	第二十九条 財産権は、保障する。

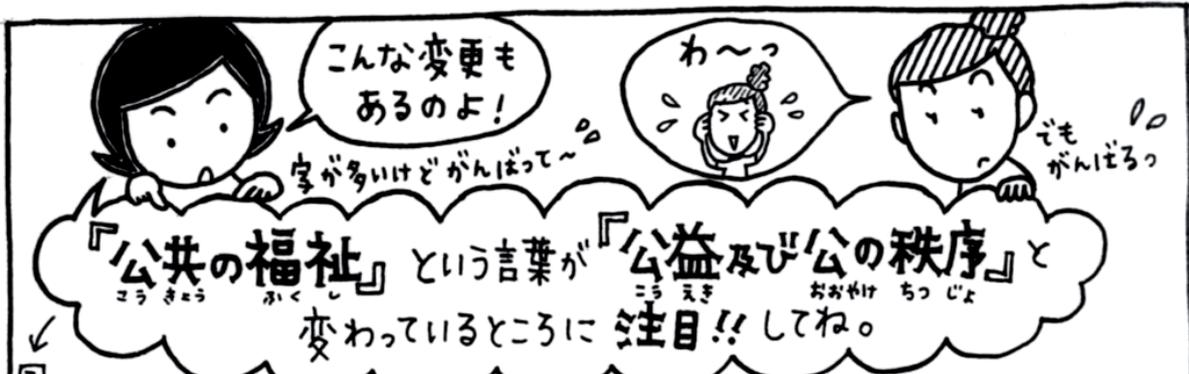
あ、言葉がビミョーに変わってる。

どう思う？

※第九條 天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。







同じ変更は全部で3カ所あります。

今の憲法	改正草案
<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。又、国民はこれを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</p>



こんな社会になっちゃうかももの





それをカンタンにするために

衆議院 過半数

圧勝~♪

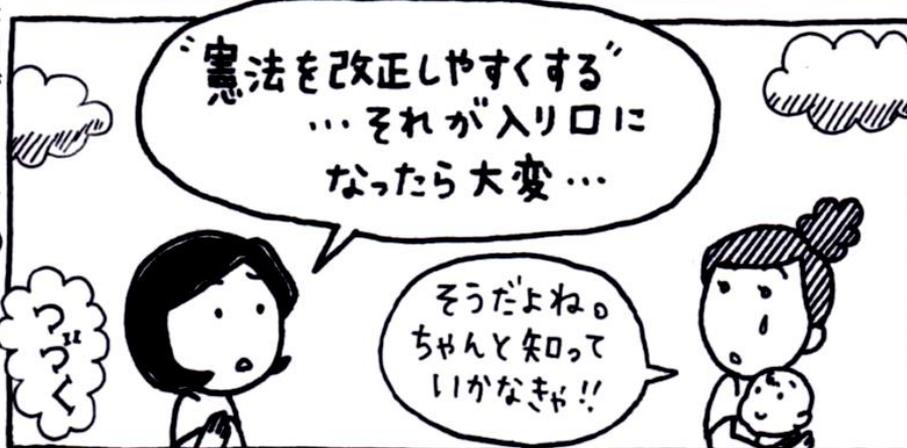
96条を変えようとしているのよ!!

参議院 過半数

よコレで改憲も楽勝♪

今の憲法	第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。	A B E 96 →	改正案	第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議員のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。
------	--	-------------------------	-----	--

※参考資料一覽は別添しています☺



自民党憲法草案は、何を変えようとしているのか

1 憲法を守るのはだれ？（立憲主義）

次の日本国憲法の（ ）に、当てはまる言葉を入れてください。

第99条（憲法尊重擁護の義務）（ ）は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。

日本国憲法を勉強している途中の中学生にこう聞くと、百発百中「すべて国民（は）」と答えます。ほかの条文にはそれが多いので、自然な答えです。しかし正解は？

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員（は）」なのです。この部分こそが、近代憲法の最も重要な「立憲主義」を表す部分です。

憲法は権力者を縛る

近代憲法は、「時の権力者による権力の乱用を防止する」ことを目的として作られています。つまり憲法は、国民ではなく「権力者を縛る法規」として作られているのです。

普通の法律の多くは、その国に暮らす人々を縛る性格を持っています。たとえば道交法にしても、消費税法にしてもしかりです。法律には強制力があります。放っておけば、際限なく人々が縛られてしまう。だから、法律の上に憲法を置き、ここは権力者が守らなければいけない原理である、と示しているのです。その最大のものが基本的人権の尊重であり、国民主権であり、日本国憲法なら平和主義です。これを立憲主義といいます。

コラム

世界共通の立憲主義と自民党

17世紀以来、イギリス革命、アメリカ独立革命、フランス革命を経て、人民主権と抵抗権（政府を作りかえる権利）のもと、憲法を作って基本的人権を守るように権力者を縛るといふ、立憲主義が広まりました。

しかし安倍首相は、この7月3日に立憲主義との関係を聞かれて、「憲法というものは権力を縛るものだ。～しかし、いわばすべて憲法を縛るものだ」という考え方としては、王権の時代、専制主義的な政府に対する憲法という考え方であって、今、民主主義の国家であります。民主主義の国家である以上、権力を縛るものであると同時に、国の姿についてそれは書き込んでいくもの」と答えています。（2013・8・8東京新聞）

これはよく分かりません。王権の時代、専制主義的な政府の時は、憲法はまだないのですが。（明治時代の日本などは別として。）また、民主主義だと、権力を縛る必要が薄れるのでしょうか？もしかして、言っている本人がよく分かっていないのかもしれませんが。安倍首相、しっかりして下さい。

権力者とはだれか

はじめが「天皇」なのは、**日本国憲法**が作られた時を考えれば当然です。天皇こそがこの憲法に縛られるべき存在なのです。続いて「摂政」とあるのは、昭和天皇が皇太子時代に大正天皇の摂政をしていたからで、「現代」の問題として書かれています。

続いて行政・立法・司法の三権をになう、「国務大臣、国会議員、裁判官」があげられます。国民の代表として権力を委任された人々です。そしてそのもとで国家権力の一端を担う公務員も書かれています。私たち教職員も公務員なので、採用時に「日本国憲法を守ります」という誓約書を提出しました。（東京都・職員のサービスの宣誓に関する条例。右資料参照）

〈資料〉 教育公務員の宣誓書	
宣 誓 書	
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。	
私は、地方自治及び教育の本旨を体ずるとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実 公正に、職務を執行することを固く誓います。	
年	月
日	氏
名	

国民に憲法を守らせる？！

(憲法尊重擁護義務)
第102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員はこの憲法を擁護する義務を負う。

最初に戻って、憲法を守るべきなのは「国民」ではないと書きました。これはおよそ市民革命以来のすべての近代憲法に共通しています。

しかし、**自民党の憲法草案**はなんと、こう書いています。第1に「国民が憲法を尊重する」！これは天地がひっくりかえるような規定です。立憲主義を根底から覆すものです。第2に憲法を「擁護」する主体から「天皇又は摂政」を除いています。天皇又は摂政は憲法を尊重・擁護しなくていいのでしょうか。これを後で見る「天皇元首化」の規定と併せて読むと、天皇を、憲法を超越する存在にしようとするのかと、恐ろしいものを感じざるを得ません。

コラム	「立憲主義」を広めたのは自民党？ <p>日本では以前、「立憲主義」という言葉はあまり使われておらず、教科書にも「憲法に基づく政治」としか書かれていませんでした。立憲主義が脚光を浴びたのは、2005年に自民党が自衛軍を含めた新憲法草案を出し、その批判として立憲主義の正しい意味が広まって以来です。そう考えると、「立憲主義」の正しい意味を広めたのは、皮肉にも自民党の「功績」とも言えそうです。</p>
------------	---

2 まず改正手続きを変える？

日本国憲法では、憲法改正の手続きは、第1段階では、衆議院・参議院で総議員の3分の2以上が賛成しないと、発議できません。

3分の2の壁

1955年の保守合同で自由党と民主党が合併して自民党ができて以来、自民党は一貫して「憲法改正」を叫んできました。1958年などに大きな動きがありましたが、「3分の2の壁」に阻まれてきました。

しかし今、憲法はかつてない危機を迎えています。昨年2012年末の総選挙で、自民党が圧勝したうえ、「維新の会」など「改憲」を掲げる勢力が、衆議院の3分の2を大きく超えているからです。参議院議員選挙の結果、またしても自民党が圧勝し、参議院でも自公で過半数を制するに至っています。

第96条（改正の手続き、その公布） この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

日本国憲法では、憲法改正に関しては、一般の法律改正よりもハードルを高く設定して、簡単に改正できないようにしています。こうした憲法を「硬性憲法」と呼びます。

資料 アメリカ・フランス・ドイツ・韓国の憲法改正要件

国名	第1次	第2次
アメリカ合衆国	上下両議院の出席議員の3分の2で発議	全50州の4分の3の議会の承認
フランス	上下両院で過半数の賛成	両院合同会議で5分の3以上の賛成 又は国民投票で有効投票の過半数の賛成
ドイツ	連邦議会の3分の2の賛成	連邦参議院の3分の2の賛成
韓国	国会（一院制）の3分の2の賛成	国民投票（有権者の過半数が投票しないと成立しない「最低投票率」あり）

外国でも厳しい規定

自民党は「外国は、憲法を何回も改正している」とし、その理由を「3分の2条項」

が「外国には例を見ない厳しい規定」だからとしています。本当でしょうか？そうではなく、どの国の憲法も改正には厳しい条件を付けており、「硬性憲法」が普通です。

例えば 59 回も改正しているドイツでは、連邦議会の三分の二以上の賛成、連邦参議院の三分の二以上の賛成が必要です。憲法にあたる基本法の改正は、東西ドイツの統合や欧州連合(EU)への加盟に伴って行われたり、また日本では法律レベルで規定されている内容を基本法で規定しているために行われていると言われています。

ハードルを下げる自民党憲法草案

(改正)

第100条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。

「発議」の使い方が違っているのも要注意です。日本国憲法では国会が「発議」することになっていますが、これは憲法を改正する権利をもつのは、主権者である国民であることを表しています。

自民党草案では議員が「発議」し、国会が議決することになっており、国民の「承認」は、ただのつけたし的に扱われています。

コラム

真の目的を隠した「改正方法の改正」は公正ではない

自民党は憲法改正を過半数で「議決」できるように変えようとしています。自民党は「国民の声を聴けるようにする」と言っていますが、第1に「憲法改正」が国民の中から盛り上がったことは今までにありません。第2に「声を聴く」なら、脱原発やオスプレイ・辺野古基地建設反対などの声をこそ聴くべきです。

過半数で「議決」できるとなると、時の政府は必ず過半数の勢力でつくられるので、政府の思惑次第でいつでも憲法が変えられることになりかねません。

また、憲法の何を改正したいのかを示さずに改正手続きだけを変えるのは、公正ではありません。

3 前文は憲法のエッセンス

日本国憲法の前文には、原則が全部書いてある

日本国憲法の前文の書き出しは何でしょうか？「日本国民は」です。こう続きます。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

これだけの中に、①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義の3原則を述べ、憲法を制定するのは国民であることを宣言しています。この後の部分は省略しますので、巻末の資料「日本国憲法全文」で改めてご覧ください。

自民党草案の前文は、はじめの書き出しから違う

これに対し、自民党憲法草案の前文は、「日本国は」で始まります。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴（いただ）く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

国民主権とは言っていますが、その前に「天皇を戴く国家」と述べています。

(P 22 参照)

次の段落の主語は「わが国」です。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

先の大戦で「荒廃」したのは日本だけでしょうか？日本がとりわけアジア諸国に与えた「荒廃」には一言も触れていません。日本国憲法前文が「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」「いづれの国家も自国のことのみで専念して他国を無視してはならないのであって」などと世界の平和を積極的に語っているのとは対照的です。

「平和」を繰り返していますが、第9条で国防軍を創設しようとしていることを考えあわせると、この「平和」も全く違う意味を表す言葉になっているようです。

そして、「幾多の大災害」には東日本大震災と東電福島第一原発事故は入っているのでしょうか。それらはもう「乗り越えた」のですか？

続く部分はもっとあからさまです。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

憲法の前文に「日本国民は国と郷土を～自ら守る（べき）」と書くとは、「憲法は国家権力を縛るもの」という立憲主義を全く理解していないとしか言えません。「自ら守る」とはどのような意味でしょうか。戦前の「お国のために死ね」と同じにおいがします。

いきなり「和を尊び」も唐突です。聖徳太子が書いた（と言われる）十七条憲法の押し付けでしょうか。同じ「憲法」という名がついていても、聖徳太子の時代とは全く意味が違います。

また、「人間」の周りに「家族」があり、それらが集まって「国家」を形成するという考え方は、家族が国家の1単位にすぎないという考え方に通じます。日本国憲法や近代憲法が、まず個人から出発し、個人の基本的人権を保障するために国家が作られた、と考えるのとは逆の考え方です。

次も主語は「我々」ですが…

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

「自由と規律」を並べること自体が、憲法の性格に反しています。また、「我々が自由を重んじる」と、「政府が国民の自由を保障する」ことは根本的に違います。

また「自由と規律」を重んじながら最終的に「国を成長させる」とあるのは、「国民は国のために働け」といっていることと同じで、憲法にはふさわしくありません。

最後は憲法制定の目的です。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここに、この憲法を制定する。

「国民が憲法を制定する」のは、日本国憲法と同じようですが、その目的が全く違います。ここにも「国民はお国のためにある」という思想が貫徹しているのです。

4 戦争ができる国をめざす

第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認） 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸空海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法の、この条文こそが、戦後 70 年近く、日本を、戦争をしない世界でもまれな国としてきたのです。またイラク戦争などで自衛隊が海外派兵されてしまっただけから、自衛隊が直接武器をとって戦闘に参加することから防いできた規定です。

自民党憲法草案は、第9条の改悪を狙っている

第2章 安全保障

(平和主義)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

章の名前を「戦争の放棄」から「安全保障」に変え、「自衛権」も明記しています。自衛権については、1946年国会で日本共産党の野坂参三議員が「日本にも自衛権はある。侵略戦争の放棄とすべきではないか。」と質問したのに対し、時の吉田茂首相（麻生副総理の祖父）が「近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われた。正当防衛を認めることそれ自身が有害である。」と答弁したのは有名です。

コラム

家庭でも職場でも語りかけよう

「あなたを戦争には送らない」

あなたの家族に、学校の児童・生徒に、語りかけましょう。

- 戦争は決してカッコいいものではないよ。人を殺し、自分も殺されることなんだ。
- 太平洋戦争の末期には、飢え死にした兵士もたくさんいたんだよ。
- 一度命を落としたり、いくらリセットしても二度と帰ってはこないんだよ。お母さんは・お父さんは・先生は、絶対にそんなことは嫌だからね。
- あなた（たち）を戦争に送ることには、絶対に反対だからね。

第9条改悪の「肝」は、何といても現在の2項に関わる部分です

(国防軍)

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

自民党憲法草案は「国防軍」保持をうたっています。2005年の自民党新憲法草案では「自衛軍」とし、今回更に一步踏み出しました。第1項の「戦争の放棄」が全くの空文となってしまう、戦争をさせないという歯止めが、憲法から消滅することになります。

これまで自民党政府は、いくつもの法律を制定し、PKOやイラクに自衛隊を海外派兵してきました。しかし、9条のおかげでからくも守ってきたことは、自衛隊は武力で攻撃しない、武力で他国の兵士(や民間人)を殺さない、ということです。そのため、自衛隊員も殺されずにすみません。国防軍となれば、武器をもって殺し、殺されることになります。現在自衛隊に入っている人にとっても、「約束が違う」ことになります。

徴兵制導入の危険性も

そのために「国防軍」に入る人が減れば、当然「徴兵制」も日程に上るでしょう。今回自民党は「抵抗の大きさ」を考えて徴兵制を入れなかったと言われていますが、憲法がひとたび改悪された後は、どうなるでしょうか。

または、アメリカのように、「志願制」の名のもとに、格差社会の中で貧しい青年たちが狙われることになるかも知れません。これも同様に恐ろしいことです。

今、集団的自衛権が危ない！

安倍首相は、歴代内閣が憲法解釈で禁じてきた集団的自衛権の行使を、解釈改憲で容認しようとしています。「法の番人」と呼ばれる内閣法制局長官に、集団的自衛権行使に前向きな人物を、異例の人事で起用しました。

集団的自衛権の容認は、「憲法第9条の改正」を待たずに、自衛隊の武力行使を可能にしようのです。

コラム

戦争がなくても平和ではない

平和とは「戦争がない」ことでしょうか？ちがいます。平和とは、だれもが安心して、不安なく暮らせることです。戦争でなくても、貧困や、差別や、いじめや、暴力や、環境破壊等があれば、決して平和ではありません。

現在でも、福島をはじめ、「平和ではない」状況で暮らすことを余儀なくされている子どもたち・人々がたくさんいます。

「戦争をしない」ことはもちろんのこと、戦争以外の面でも、本当に平和な状態を作っていくことこそが問われているのです。

軍事裁判所を設ける

自民党憲法草案の第9条では、たくさんの規定があり、中でも次の規定は重要です。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は、国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

第5項では「軍事裁判所的なもの」の設置が規定されています。旧日本軍の軍法会議は司法権から完全に独立しており、非公開でした。命令不服従はもちろん、敵前逃亡や上官殺傷なども裁かれました。被告の権利は保護されませんでした。

4月21日、自民党の石破幹事長はテレビでのインタビューでこう話しています。『これは国家の独立を守るためだ、出動せよ』って言われた時、『いや、行くと死ぬかもしれないし、行きたくないな』と思う人がいないという保証はない。だから、その時に、従えと。従わなければ、その国における最高刑がある。死刑があれば死刑。無期懲役ならば無期懲役。懲役300年なら300年。そんな目に遭うくらいなら、命令に従おうっていう…」と述べています。まさに日本国憲法では「特別裁判所」として禁じられている「軍法会議」の復活です。

また後半の「国防軍の機密に関する罪」という規定では、ジャーナリストのような民間人も、国防軍の機密について調べたとたんに、軍事裁判にかけられるということになるでしょう。暗黒社会の扉を開いてはなりません

日本国憲法は次のように定めています。

第76条(司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立)

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

「国民の協力」を入れる

(領土等の保全等)

第9条の3 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海、領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

なぜここに、「国民の協力」を入れているのでしょうか。「日本軍への協力」のために命を落とした、沖縄をはじめとする人々の歴史をふりかえる必要があります。

安倍首相をはじめ、国防軍をつくることや、「いざとなったら戦争をしよう」などと考える政治家は、決して戦地に行かないのです。

5 ゆらぐシビリアンコントロール

日本国憲法で、内閣の構成員の文民規定等は、次のようになっています。

第66条（内閣の組織、国会に対する連帯責任） 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣およびその他の国务大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

日本国憲法は、戦前の日本の軍国主義の暴走を止められなかった反省に基づいて作られています。第1項で内閣総理大臣を「内閣の首長」と定めていることもその一つです。

また第2項は、「文民統制」を定めた条項で、安全保障政策における民主主義の基本原則のひとつであり、主権者である国民が選挙により選出された国民の代表を通じて、軍事に対しての最終判断・決定権を持つということを保障するものです。

明治憲法では、内閣総理大臣も、その他の国务大臣も「天皇を輔弼する」という同一の位置づけになっていました。また、陸軍大臣・海軍大臣が内閣のメンバーとなっていたため、軍部の意見によって、内閣が崩壊することもあり、これが、軍部の暴走を許す一因となったとされています。また、5. 15事件や2. 26事件のように、軍部がテロにより「政治」をないがしろにしたことも忘れてはなりません。従って、日本国憲法では内閣総理大臣を「首長」と定め、内閣のメンバー全てを「文民」としているのです。

文民規定を外す自民党の改正草案

（内閣の構成及び国会に対する責任）

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣およびその他の国务大臣でこれを構成する。

2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、現役の軍人であってはならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

自民党憲法草案では、「国防軍」の保持を「第9条の二」として規定しています。したがって、「シビリアンコントロール＝文民統制」もより重要となるはずですが、日本国憲法の「文民でなければならない」という規定が外されてしまっています。

「文民」とは、通常「職業軍人の経歴も持たない者」とされていますが、自民党憲法草案では、「現役の軍人」でなければ「よし」とされてしまうのです。つまり、直前に軍を退役した軍人でもいいことになります。これでは、シビリアンコントロールが機能しなくなることは明らかです。

6 奴隷的拘束の削除は、徴兵制への地ならしか？

日本国憲法と自民党憲法草案の第18条を見てみましょう。

**第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由） 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。
また、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。**

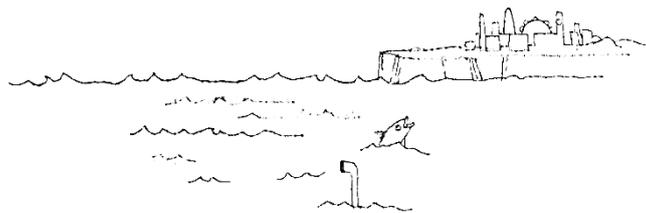
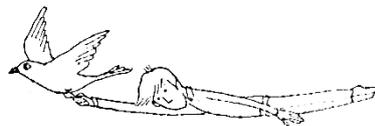
（身体の拘束及び苦役からの自由）

第18条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的または経済的關係において身体を拘束されない。

2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

日本国憲法では「奴隷的拘束」とされていたものが、自民党憲法草案では削除されて、「身体の拘束」に変えられています。さらに、日本国憲法では「いかなる奴隷的拘束も受けない」とされているのに、自民党の憲法改正草案では、「社会的または経済的關係において身体を拘束されない」と「身体拘束の範囲」を限定しています。つまり、「社会的経済的關係」以外では、身体を拘束しても憲法違反にならないこととなります。

社会的経済的關係以外に、どのようなことが考えられるのでしょうか？これまで政府はこの第18条を「徴兵制を違憲とする根拠」の一つに挙げていました。したがって、第18条の改正によって「徴兵制」が導入しやすくなるとも考えられます。第18条の改正は、国防軍の保持、徴兵制と表裏一体になっている危険性があります。



7 日本国憲法にはない「緊急事態」

自民党憲法草案の特徴の一つは、「第9章 緊急事態」を盛り込んでいることです。

(緊急事態の宣言)

第98条 内閣総理大臣は、わが国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認める時は、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。(2～4省略)

(緊急事態の宣言の効果)

第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない。(2, 4省略)

戦前の緊急勅令の再現

これは明治憲法の緊急勅令(第8条)、緊急財政処分(第70条)の再現です。それらと、戒厳(第14条)、非常大権(第31条)は濫用され、人間の尊厳をないがしろにしてきました。そのために日本国憲法はこうした規定を設けなかったのです。

憲法学者の伊藤真さんによれば、今回、東日本大震災を契機にこの規定が検討されてきた経緯を見ると、災害対策に名を借りて、戦時への備えをすすめようとする意図が透けて見えるということです。しかし、災害対策は現行法の運用で十分に対応でき、憲法で規定する必要はありません。

この第98条では、緊急事態宣言を行うことができる場合は、「内乱等」「地震等」「その他法律で定める緊急事態」と、全く限定がされておらず、いくらでも拡大できます。

また第99条の3項で「何人も」(=国民ではない)「従わなければならない」と義務を課していることは、立憲主義に合いません。

「(基本的人権を)最大限尊重する」という規定も、「最大限尊重したけれど、この部分はできなかった」という言い訳に使われてしまいかねません。

8 天皇を「戴く」国に（前文・第1条）

前文 日本国民は、（中略）ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

第1条（天皇の地位・国民主権） 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

日本国憲法では、国民主権はこの2か所で規定されています。憲法を確定するのも国民の権限であり、天皇を「象徴」とするのも、国民が決めることなのです。

自民党憲法草案は国民主権をないがしろにしている

前文 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立にもとづいて統治される。
（天皇）

第1条 天皇は、日本国の元首であり、日本国および日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

まず前文が違います。日本国憲法の前文は、主語が「日本国民は」なのに対し、「日本国」で始めようとしています。また「天皇を戴く国家」とは何でしょうか。広辞苑によれば、「戴く」とは「崇めて大切に扱う。敬い仕える」という意味だそうです。「天皇を敬い仕える」ことが憲法で規定されたら、もはや国民主権とは（書いてあつても）実質的に言えません。また「統治される」で終わるのも気にかかります。

そして第1条の見出しからは「国民主権」を削ってしまっています。

天皇を元首とする自民党草案

また自民党憲法草案の第1条は、天皇を「元首」としています。広辞苑によれば「元首」とは、「国家を代表する資格を持った国家機関。君主国では君主、共和国では大統領あるいは最高機関の長など」とあります。そして第99条で見たように、憲法を超越した存在と規定するのですから、戦前の軍部のように、「天皇」の名を利用する勢力の「やりたい放題」が、再現する危険性があります。



次は自民党憲法草案の5条です

(天皇の権能)

第5条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。

ではクイズです。ここには2か所だけ、**日本国憲法**との違いがあります。それは何でしょうか？

一つ目は、対応する**日本国憲法**の第4条の見出しが、「天皇の権能の限界」であることです。「限界」を削除しています。二つ目は、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」となっています。つまり、「のみ」がなくなっているのです。

しかも、**日本国憲法**には、この前に第3条として「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。」という条文がありますが、なんとそれが「削除」されているのです。天皇に関する規制をできる限りはずし、「元首」としての力を持たせる。そして国民主権はできる限り小さくする。—**自民党憲法草案**の狙いは明白です。

コラム 「神だった天皇」の復活を狙う？

明治時代に作られた大日本帝国憲法では、天皇は神になっていました。

第1条 大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す

第3条 天皇は神聖にして侵すべからず

そして天皇は、国会（帝国議会）、内閣、裁判所、軍隊の上において、これらを統治していました。国会が法律を作らなくても、天皇は法律と同じ効果を持つ勅令を出すことができました。内閣は天皇を輔弼する（助ける）役割とされました。宣戦を布告し、和を講ずることも天皇の権能でした。

天皇に対する言動については、不敬罪で縛られていました。そして小学校から「日本良い国 清い国 世界に一つの神の国」という教育がされました。堀田善衛は、「方丈記私記」の中で、東京大空襲の翌日、自動車で下町を視察に来た天皇に対し、土下座して「自分たちの力不足を詫びる」国民の姿を描いています。

自民党憲法草案の「天皇を戴く国」という表現は、こうした、「恐れ多い天皇」像を思い起こさせます。

9 国旗・国歌の強制

(国旗及び国歌)

第3条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

自民党憲法草案には、日本国憲法にはない国旗と国歌についての文言が入れられました。「国旗国歌法」が憲法に格上げされた形です。

もともと「日の丸」と「君が代」を国旗・国歌と規定する法律はありませんでした。アジア侵略の旗印として利用されてきた「日の丸・君が代」に抵抗を感じる人も多く、とりわけ被害者であるアジアの人々にとっては「日の丸」や「君が代」を受け入れることは容易ではありません。卒業式や入学式で「日の丸」を掲揚し、「君が代」を斉唱することも処分による強制まではされていませんでした。

1999年に「国旗国歌法」が成立し、「日の丸・君が代」が国旗・国歌と定められてから、卒業式・入学式での教職員の不起立・不伴奏などに対して処分が乱発されるようになりました。東京都では2003年に「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」(10.23通達)が出されて以降、のべ450人もの教職員が処分されています。

しかし、「国旗国歌法」が成立した際、当時の小淵恵三首相は「国旗の掲揚等に関し、義務付けを行うことは考えておりません」と国会答弁しています。また有馬朗人文部大臣(当時)も文教委員会で「教員に対しても無理矢理に口をこじあける、これは許されないと思います」と強制しないことを明言しています。それにもかかわらず、「職務命令違反」を理由とした処分は強行されました。

これで憲法に、国民の「国旗国歌」の尊重義務が明示されたら、児童・生徒や保護者に対しても、卒業式・入学式での「日の丸・君が代」の強制が強まることが懸念されます。不敬罪や国旗損壊罪などが定められ、罪に問われることも考えられます。

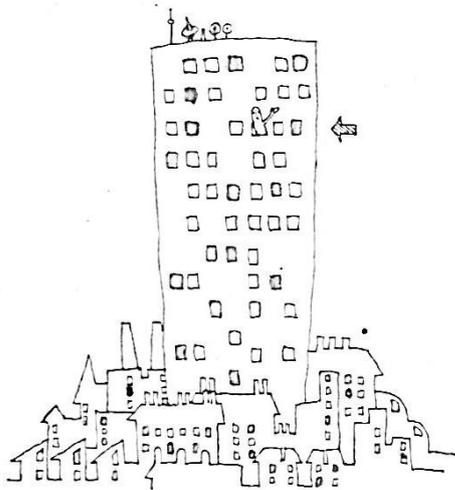
コラム 高校教科書選定への不当介入

2013年には、国旗掲揚と国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と記した高校日本史教科書をめぐり、東京都、神奈川県教育委員会が各学校の校長に対し、その教科書を選定しないよう求めるということも起きています。

コラム 「日の丸・君が代」の歴史的役割

アジアの人々から「日の丸・君が代」がどのように思われているかを知らない日本人は多く、そのために外国との関係が悪化することもあります。7月28日、韓国で行われたサッカーの東アジアカップ日韓戦で、韓国サポーターが「歴史を忘却した民族に未来はない」とハングルで書かれた巨大な横断幕を掲げたことが話題になりました。安倍政権の極右的な言動や、一部の団体によるヘイトスピーチなどが韓国の人々を苛立たせていることは間違いありません。更に日本からのサポーターが4月の日本での試合に引き続き旧日本海軍の旭日旗を振っていたことが韓国サポーターの怒りに火をつけたと言われています。

日本の軍国主義を思い起こさせる「日の丸」や「旭日旗」を振った日本人サポーターは、自分の行為がどれほど韓国の人々に嫌な思いをさせたか、おそらくわかっていなかったのでしょう。でも知らないでは済まされない歴史的事実が存在するのです。諸外国と友好な関係を築くには、国旗・国歌を憲法に入れて尊重させるのではなく、「日の丸・君が代」が果たしてきた歴史的な役割を教えることが大事ではないでしょうか



コラム 園遊会でのできごと

東京都教育委員会は、2003年10月23日に、卒業式・入学式で国旗を飾る場所や国歌の歌わせ方など、12項目にもわたって事細かく指示する通達を出し、監視役まで派遣、国歌斉唱の際、起立しなかった教職員を大量に処分しました。国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制するやり方には、批判も多く出ました。

そうした中、2004年10月の園遊会で、棋士で東京都教育委員（当時）の故米長邦雄氏が「日本中の学校で国旗を掲げ、国歌を斉唱させることが私の仕事でございます」と話したところ、天皇が「やはり、強制になるということではないことが望ましい」と異例の発言を行い、天皇も「日の丸・君が代」の強制を望んでいないのだと、話題になりました。

10 憲法における義務とは？

日本国憲法は立憲主義にもとづいているため、憲法の主体は人権を保障することに主眼が置かれています。ですから、日本国憲法では国民の義務は3つしかありません。

第26条(教育を受ける権利、教育の義務)

② すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする

第27条(勤労の権利及び義務等) すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う

第30条(納税の義務) 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う

憲法を研究している人の中には、この義務規定も入れるべきではないと考えている人がいるくらいです。今中学生が使用している教科書にも、このような説明が加えてあります。『憲法に義務の規定が少ないのは、憲法が国民の権利を保障する法だからです。』(東京書籍版より)

自民党憲法草案では

では自民党憲法草案では、義務規定はどのような内容のものがどれくらいあるか、見ていきましょう。

★前文・・・日本国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

★(国旗及び国歌) 第3条 2 日本国民は国旗及び国歌を尊重しなければならない。

★(家族、婚姻等に関する基本原則) 第24条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。

★(領土等の保全等) 第9条の3 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全しその資源を確保しなければならない。

★(地方自治の本旨) 第92条 2 住民はその属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

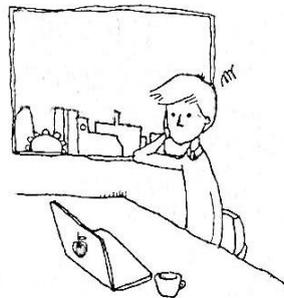
★(緊急事態の宣言の効果) 第99条 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

★(憲法尊重擁護義務) 第102条 全て国民はこの憲法を尊重しなければならない。

これだけでも7項目あるのがわかりますが、これ以外に日本国憲法と同じ「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」があり、あわせて10項目の義務規定があることがわかります。

自民党憲法草案の特徴は？

一言で言って「立憲主義」そのものから大きく外れてしまっていることに気づきます。特に最後の第102条の規定に関して自民党のQ&Aでは、このように説明されています。「日本国民たるもの憲法の規定に敬意を払い、その実現に努力すること」つまり、この憲法草案は立憲主義にもとづいていないということになります。憲法を守らなければならないのは、国民ではなく大きな権力を持つ国家です。そして、前記した多くの義務規定はどう考えても、国民の自由を大幅に制限してくる危険性があると言わざるをえません。



コラム 茶色の朝

先日久しぶりに立ち寄った書店で、ある本を見つけました。

『茶色の朝』です。確か10年ほど前に書店で購入し、このわずか16ページほどの寓話の説得力に、怖いものさえ感じたものです。これを使ったワークショップや、劇にすることで授業に使えないかと思いましたが、そのうちに本箱の隅に追いやられていました。あらためて読んでみて、今こそ、この寓話を広めるべきだと気がつきました。

主人公は「俺」と友人。最初、茶色以外のペットは始末しろという政府からの通達が来ます。なぜだろうと一瞬は思いますが、とりあえずペットを始末さえすればよいだろうということで始末。ところが、この法律を批判していた新聞は廃刊に。そのうち茶色新聞しか読めなくなります。はじめは違和感を感じますが、茶色に染まる日常に慣れていき……

最後に寄せている高橋哲哉さんのメッセージも秀逸です。あらためて今読みたい一冊です。

11 「人」と「個人」その違いは？

私達が一番はじめに学校で習うのが、日本国憲法の3大原則「基本的人権の尊重」「国民民主権」「平和主義」です。この原理のおおもとが「個人の尊重」です。

個人の尊重とは

第13条（個人の尊重と公共の福祉） すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この条文では「個人が個人として尊重されること」が最も大切だといっています。どのような人にも一人ひとり違った個性がある。この個性こそがかけがえのない価値であり、誰もが同じように1人の人間として尊重されるべきだ。そしてこの憲法の下では他人を犠牲にして一方的に自分の利益を主張したり（利己主義）、国家全体のためという名目で特定の個人をないがしろにすること（全体主義）は決して許されないと、言っているのです。よく「個人主義」と「利己主義」が混同されがちですが、この二つは大きく違います。「利己主義」はまさにその言葉どおり一方的に自分の利益になる事を主張することであり、そこにはお互いを尊重するという考えは1つも入ってきません。第2次世界大戦の前や戦争中には、国家のために個人が存在し、国家を守るためにたくさんの個人が犠牲になりました。その反省のもとに日本国憲法は「国家のために個人がいるのではなく、個人のために国家がある」という考え方をとっているのです。

自民党憲法草案の考え方

（人としての尊重等）

第13条 全て国民は人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

日本国憲法と違う点が二つあることに気づきます。

一つ目は、「個人として」が「人として」になっていること。二つ目は、「公共の福祉に反しない限り」が「公益及び公の秩序に反しない限り」になっている点です。一つ目の「人として」になっていることに関して、残念ながら自民党の憲法草案についてのQ&Aには、この説明がありませんが、ここから自民党の「個人の権利」に対する否定的な考え方がうかがえます。

そして二つ目の「公共の福祉」という言葉も、実は重要な意味を持っています。この場合の「公共の福祉」とは「人権」と「人権」の衝突を調整するという意味を持ちます。

日本国憲法においては一人ひとりの人権が最大限に尊重されているわけですから、おのずから衝突することもあり得るでしょう。その場合の最低限の制約が「公共の福祉」なのです。自民党はQ&Aのなかで『「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変える理由は、憲法によって保障される基本的人権の制約が、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした』と述べています。それなら、人権が「公益及び公の秩序」によって制限されてよいということになり、人権を保障するための規定はなくなってしまう。

そして最も特筆すべき大きな変更が、日本国憲法の第10章 最高法規のところにあった第97条の削除です。

第97条(基本的人権の本質) この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

なぜ、この「基本的人権の本質」をうたっている最も大切な条文を、削除してしまったのでしょうか。特に最後の「人類の多年の自由獲得の努力の成果であり、これは過去の人々から信託されたものだ」というくだりは、憲法のまさしくエッセンスです。ここにも基本的人権を軽んじる自民党の姿勢が見えます。

コラム

リーダーシップと民主主義

生徒に必ず見せる映像の1つが「ヒトラー」です。あの演説のもっていき方の巧みさは、見事としかいいようがありません。この演説の巧みさで、ミュンヘン一揆には失敗したものの、選挙で少しずつ得票数を増やし「ヒトラー」率いる「ナチス」は政権を獲得したのです。

映像を見た生徒は、たいていこのような反応をします。

「なんか怖いみたいだけど引き込まれてしまう」

「でも、何かやってくれそう。頼りがいがあるかんじ」

私達は、民主主義の基本である選挙によって、また当時最も民主的といわれたワイマール憲法の下で、「ヒトラー」が誕生した事を忘れてはなりません。「少しまづいのでは」と思った時には、「全体」のために「個人」の人権がすでに制限されてしまった後だったという事を忘れてはなりません。私達がこのように歴史から学ぶ事が多いことも忘れてはなりません。

12 「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」

人権を調整する「公共の福祉」という考え方

日本国憲法では、第12条と第13条で次のように定めています。

第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第13条（個人の尊重と公共の福祉） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

ここでは、次のことがわかります。国民の自由と権利を制限できるのは、「公共の福祉」だけであるということです。しかし、基本的人権そのものは最大限尊重されなければならないので、「公共の福祉」を拡大解釈し、基本的人権を制限することは、許されません。弁護士の伊藤真さんは、「公共の福祉」を次のように説明しています。

公共の福祉とは「社会のため」などと言った、抽象的であいまいな理由で人権を制約する考えではないということです。（中略）あくまでも「具体的な他者の人権」と衝突してしまう場合に限って、それを調整するために「必要最小限の人権制約のみ」を認めるのが、公共の福祉の考え方なのです。（「伊藤真の日本一わかりやすい憲法入門」102 ページ）

人権よりも優先する「公益及び公の秩序」

ところが、自民党憲法草案では、「公共の福祉」をことごとく葬り、「公益及び公の秩序」に変えています。草案の第12条は次のようになっています。

（国民の責務）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

明らかに、人権よりも「公益及び公の秩序」が優先するという考え方になっています。

自民党憲法草案では、「常に公益及び公の秩序に反してはならない」と国民に向かって命令しています。先に述べたように「公共の福祉」とは、人権がぶつかり合った時、どのように調整するかという考え方ですが、「公益及び公の秩序」は、どうでしょうか。

「公益」や「公の秩序」とは、こういうものだど権力者や政府が決めてしまえば、それで「人権」を制限できることになります。国民に「公益及び公の秩序」に服従する義務を課すということは、「公益及び公の秩序」に反しない範囲でのみ人権を認めるということになってしまいます。これでは、明治憲法下の「法律が許す限り」人権を認めるということと変わりがありません。

13 信教の自由を脅かす自民党憲法草案

宗教対立、宗教弾圧が戦争の原因になったり、宗教を利用して国民を支配したりした歴史は、日本だけでなく全世界にあり、現在も大きな課題です。ここから、近代憲法は、「信教の自由」を「思想・良心の自由」（第19条）とならぶ精神的自由権と位置づけ最大限保障し、国家に宗教弾圧や特定の宗教の強制を禁じました。

江戸時代のキリスト教弾圧はよく知られていますが、明治憲法も「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て」信教の自由が認められたに過ぎず、靖国神社への参拝が強制され、神社神道に特権的な地位が与えられる一方で、他の宗教に天皇に対する不敬罪の適用が行われました。天皇を中心とする神の国という偏った価値観を国民に行き渡らせようとしたことは、国家が宗教を利用したものです。その反省に立って「信教の自由」と「政教分離」が定められました。

第20条（信教の自由） 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（信教の自由）

第20条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

自民党憲法草案は、再び「政教分離」をなし崩しにしようとしています。

下線は、国などが、習俗的行為などとして靖国神社の公式参拝や玉串料の奉納を可能にするために加えられました。また、戦前「神社参拝は宗教行為ではなく教育上の行為であり、忠誠心の表現である」と神社参拝を強制したことへの逆戻りを狙ったものです。

コラム

愛媛玉串料訴訟

靖国神社に玉串料として公金支出したことは違憲であると損害賠償請求した事件。最高裁は、玉串料の奉納は宗教的意義を持ち、政教分離原則に反する憲法違反として請求を認めました。（1997年）

14 憲法は、一切の表現の自由を保障している

表現の自由には、①集会を開く、デモをすること。②集団や団体をつくること（結社）。③演じること（演奏・演劇・演説）。④手紙を出す、通信をすること。⑤出版をすること、ホームページやブログなど多くの表現方法があり、表現する内容も含めて、その自由を憲法は基本的な人権として保障しています。表現の自由を保障するために、**日本国憲法**は①検閲をしてはいけません。②通信の秘密を侵してはいけません。③情報を公開し、情報を得る（取得する）権利を保障する（取材権）。などを権力に対して規定しています。

第21条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密） 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

国民一人ひとりが自由に意見を表明し合い、討論することを憲法は国民に保障しています。それは、表現の内容に関する判断を国家にゆだねることはできないからです。なぜなら、政府にとって都合の悪い表現（意見）を、国家（権力）が抑圧する危険があるからです。表現の内容を判断するのは、情報の受け手である国民の理性的な判断にゆだねるべきであり、政府は情報を隠さず、積極的に情報を公開することで国民の判断を可能にする。その結果として社会全体の利益を増進することを目的に情報公開法（1999年5月）が制定されました。

国家機密法（秘密保全法）・盗聴法（通信傍受法）は憲法違反

戦前に言論弾圧（治安維持法）を行った反省から、国家は国民の精神活動の領域、特に表現行為に介入することは避けるべきで、特に国民の目に触れないようにする検閲は第2項で絶対に禁止されました。2013年秋の臨時国会に提出されようとしている秘密保全法案（国家機密法）は、メディア取材を規制し、国民の知る権利を奪う憲法違反の危険性があります。また盗聴、メールなどの傍受なども通信の秘密を侵す憲法違反です。

一方、「表現の自由」がプライバシーの侵害など他の人の人権を侵害する場合があります。この場合に「公共の福祉」（第12条）の原理によって表現の自由が制約されますが、その表現によって人権を侵害するさしせまった危険を回避できない場合に限られます。しかし、**自民党憲法草案**では、政府などの権力が「公益及び公の秩序を害する」と判断した場合、あらゆる表現が侵される危険があります。

（表現の自由）

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

15 教育はお国のためのもの？

第26条（教育を受ける権利、教育の義務） すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

（教育に関する権利及び義務等）

第26条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。

3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

ご覧のように、**自民党憲法草案**では第3項が挿入されました。

「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。」一見「あたりまえの事じゃないか」と思う人も多いと思いますが、ちょっと考えてみて下さい。教育は、お国のために行うものなのでしょうか。

まずは国ありきの自民党憲法草案

私たちは、自分が人間として成長するために学びます。また、自分も人も幸せになるために学びます。条文には、この私たち国民の視点が欠落しているように思います。

わざわざ挿入されたこの第3項の文言からは、「教育を行うのは国家のためである＝だから教育環境を整える」という、自民党の意図が透けて見えませんか。

そして、「国家のための教育」と考えた時に、この「教育環境」は「教育内容」を含んでいないのか、非常に不安です。この間、教科書の内容に対する介入や「道徳の教科化」など、自民党が行ってきた教育内容への不当な介入を考えた時、「教育環境をととのえる」は、教育内容が含まれていると考えるのが自然でしょう。

かつて「お国のために死んでこい」と学校で教えたこの国で、「教育は国家のために行う」と憲法で決めてしまうのは、本当に恐ろしい。

ちなみに、教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としています。

16 女性の権利はあともどり？

日本国憲法第24条は「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」を規定しています。2012年12月に亡くなったベアテ・シロタ・ゴードンさんが起草したものです。

日本国憲法制定の経過と戦前の家族制度

日本の敗戦後、GHQ から憲法改正を命じられた時、日本政府が大日本国憲法とほとんど変わらない案を出したので、GHQ が代わりに草案を作りました。

当時 GHQ にいたベアテさんは、戦前の日本で長く生活していたので、日本女性の無権利状態をよく知っていました。彼女は「女性と子どもが幸せにならなければ、日本は平和にならないと思った」と語っています。

大日本帝国憲法下の明治民法では、「戸主」を頂点とする家制度が定められ、戸主権は長男が相続し、女性と長男以外の男性は差別されました。結婚は家と家の間のもので、女性は結婚式で初めて夫の顔を見ることさえ珍しくありませんでした。結婚した女性は、一切の決定権を持たない「無能力者」として扱われ、自分の財産も持てず、選挙権もありませんでした。妻妾同居さえありました。子どもの教育権もなく、学校では、母親が来るのに「父兄会」と称していました。

日本政府、象徴天皇制と女性の権利に激しく抵抗

GHQ の草案ができると、日本政府との間で突合せが行われました。この時日本政府が最も強く反対したのが、象徴天皇と女性の権利でした。日本政府は「日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない」と主張しました。今から67年前のことです。しかしベアテさんの書いた第24条は、GHQ によって入れられました。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等） 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

「婚姻は両性の合意のみに基づく。戸主同士の合意によって成立した戦前の結婚とは180度違う規定でした。また、家族の尊厳と両性の平等が規定されたことにより、男性と女性、長男とそれ以外の子どもも平等となりました。この条項は、法の下での平等を定めた第14条と並んで、男女の平等を保障するものとなりました。しかし、その後

の長引く民法改正論議に見られるように、選択的夫婦別姓や、婚姻外の子どもの平等など、未解決の課題はまだまだ多く残されています。(追記：最高裁は2013年9月4日、婚外子の相続差別を憲法違反とする判決を下しました。)

自民党憲法草案は、24条を別のものにしようとしています

(家族、婚姻等に関する基本原則)

第24条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。

2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

はじめに「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。」という文言が挿入されています。誰が家族を尊重するのか？どんな家族を尊重するのか？事実婚のカップルも、子どもがいないカップルも、同性同士のカップルもいます。1人暮らしの世帯は、「夫婦子ども二人」の世帯数を超えました。これらの人々は尊重されるのでしょうか？「家族」には、様々な形があります。家族まるごとではなく、家族の中の各個人の人権をこそ保障すべきです。

「家族は助け合わねばならない」とは？

そして、最大の問題は、「家族は互いに助け合わなければならない」としていることです。一般論としてはその通りですが、「憲法は権力者を縛るもの」という立憲主義から見れば、おかしい規定です。憲法に「家族は助け合え」と書いて「国民が守られる」筋合いのものではありません。

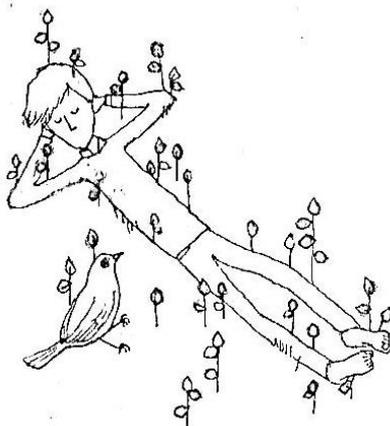
むしろ、この規定によって、本来国家が保障すべき事柄が、「家族の中で解決しろ」とされる危険性がきわめて大きいといえます。子どもの保育・養育、老親や病人、「障害」を持つ人の介護・看護等々が、今以上に「家族の責任」とされ、同時に社会保障費はますます削ら

コラム 削った社会保障費はどこへ？

社会保障費を、家族に責任をおしつけて削った分は、どこへ回るのか？軍事費でしょう。国防軍を作り、集団的自衛権を行使するとなれば、軍事費はますますたくさんかかります。そのために、家族に責任を持っていきたいのでしょう。

れるのではないのでしょうか。現在すでに生活保護費の削減が、13年度予算の成立によって確定してしまいました。日本の生活保護受給率は、先進諸外国に比べて極端に低いものにもかかわらずです。

最後に、第2項で「婚姻は、両性の合意に基づいて成立し」とし、日本国憲法の「(合意)のみ」をわざわざ削っています。家制度をやめる、という重要な意味をもつ規定なものにもかかわらずです。



コラム

「家族の責任」はますます女性の肩に

「家族の責任」はまず第一に誰にかかるのか。それはもちろん、女性です。

安倍首相は「3年間抱っこし放題」と言って、民間の育休を3年間に延長することを経営者に「お願い」していますが、毎日新聞によると、原案にはしっかり「女性」と書かれていました。「3年間育休をとって、子どもを抱っこし放題のお父さん」は、安倍首相の念頭に浮かんではいなかったのです。

その女性たちからは、3年間休んだらもう職場復帰できなくなる、という反対論が強く出ています。

また、女性が若い時に妊娠する方がいいという「知識」を広めようと「女性手帳」が作られようとなりました。これも「なぜ女性だけに産むことをおしつけるのか」との反対意見が強く出て、撤回されました。

これらの動きから「女性の活躍」の美名のもとに、「女性は子どもを産んで育てよ」「かつ、しっかり働け」という政策の本音が見て取れます。

今求められているのは、働きながら子どもを育てることができる保育所の拡充であり、女性も男性も働きながら子育てできる労働時間の短縮であり、子どもを育てられる額の賃金なのです。

17 社会権はどうなっている？

歴史から見た社会権

近代の人権宣言でまず保障されたのが「自由権」と「平等権」でした。これにより自由な経済活動が活発になり、資本主義経済が発展しました。しかし、それとともに社会の中の貧富の差が広がり、労働者は劣悪な環境下での長時間労働に苦しめられることになりました。そこで、国家の力で人々の社会生活を経済的に保障しようとする「社会権」が人権規定の中に取り入れられるようになりました。1919年に制定されたドイツのワイマール憲法は、「人間に値する生存」(生存権)などの社会権を、最初に保障した憲法です。この生存権は、日本国憲法では次の第25条にあります。

第25条(生存権、国の社会的使命) すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

このように、生存権に関しては自由権と違い国家の積極的な介入が必要ながわります。経済的困窮に陥った時、生活保護の制度があるのもこの生存権からきています。

自民党憲法草案では大きく後退

実はこの第25条についてはほとんど変更されていませんが、条文の最初にくる小見出しが違います、**自民党憲法草案**の小見出しは「生存権等」です。この後に続くべき、「国の社会的使命」がスッポリ抜けています。国が積極的にかかわらないという姿勢がここに垣間見えます。憲法の前文に「和を尊び家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」という文言を加え、第24条で「家族は互いに助け合わなければならない」との規定を新しく設けたのは、このようなつながりがあると考えられます。「皆で助け合いお互いにかしなさい。国は関係ありませんから」という意図がここにはうかがえます。財政については第83条2項で「健全性」を要求する事項を付け加えています。生存権がこれでは後退どころか、なくなるに等しい危険性が感じられます。

そして最も注目すべき点は第28条2項の「労働基本権」です。第28条では、始めに労働三権の保障が書かれています。そこに2項を付け加えて、「公務員に関しては全体の奉仕者に鑑み、前項の規定(労働三権のこと)の、全部又は一部を制限することができる」としています。自民党はQ&Aで、現在も行われている人事院勧告を明文化しただけだとしています。ようやく労働協約締結権(給与などを労使交渉で決められる権利)など、少しずつ労働基本権が拡大する方向にあったものが、これでは大幅な後退となってしまいます。

18 「身体の自由」について

「身体の自由」とは、奴隷的拘束や苦役からの自由とともに、国家権力によって、みだりに逮捕・拘留などの身体拘束を受けないという権利です。まず日本国憲法第31条は、次のように規定しています。

第31条（法定手続きの保障） 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又その他の刑罰を科せられない。

詳しく定められている刑事手続きにおける権利の保障

第32条～40条では、裁判を受ける権利の保障や逮捕の要件など、第31条の法定手続きについてさらに規定しています。くわしくは巻末の資料「日本国憲法全文」を参照してください。

日本国憲法は、国家権力による「身体の自由の侵害」を防ぐために、非常に細かくかつ厳しく定めていることがわかります。それは、戦前・戦中の日本では、拷問だけでなく刑事手続きの上でも、さまざまな人権侵害が、頻繁に行われたことの反省に基づいています。

「絶対に」を削除した自民党憲法草案

自民党憲法草案の第36条は、次のようになっています。

（拷問、及び残虐な刑事罰の禁止）

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、これを禁止する。

自民党憲法草案では、日本国憲法にある「絶対に」が削除されています。これは、『禁止』はするけれども、場合によってはそうしたこと（公務員による拷問及び残虐な刑罰）もありうる」ということになるのでしょうか。もしそうならとんでもないことです。

「絶対に」は現在でも必要な規定です。

また、国連の「死刑廃止条約」が多くの国々で批准されている中で、日本政府はこれを批准せず、「死刑」を存続させています。「死刑」が「残虐な刑罰」にあたるという批判を考慮しているのでしょうか？



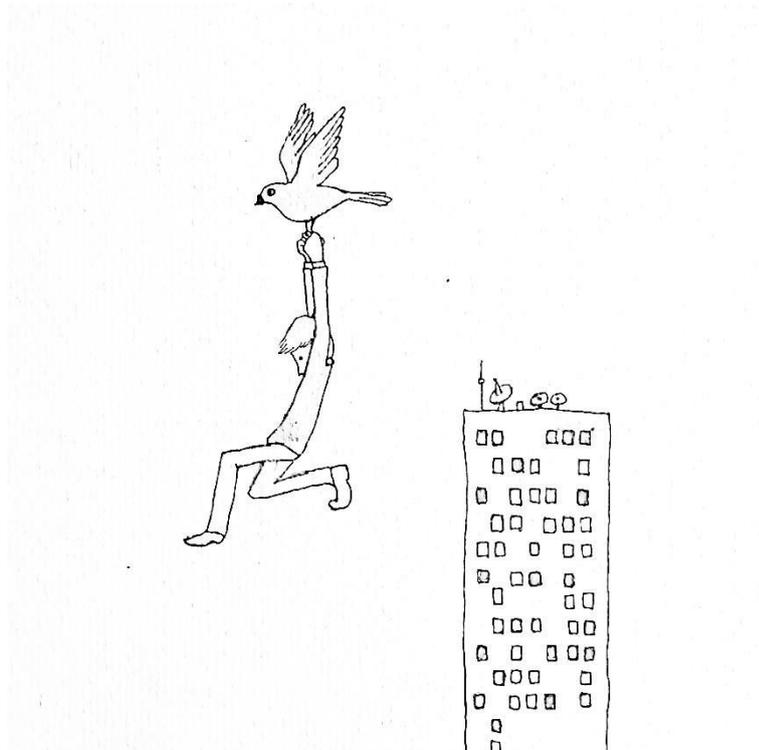
コラム

「黙秘権」は社会の常識になっているか？

日本国憲法第38条では、「不利益な供述の不強要・自白の証拠能力・自白のみによる処罰の禁止」つまり「黙秘権」が定められています。

しかし「黙秘権」の正当性は、日本社会の常識になっているといえるでしょうか。足利事件などの「冤罪」は、自白に頼った捜査方法と、それを追認する裁判官が、問題であることは言うまでもありません。さらに「自白したのだから有罪だ」「やっていないのに自白するわけがない」といった、日本社会の偏見が、冤罪を生み出す温床であることも明らかです。「黙秘権」は、憲法で認められた「正当な権利」であることが、常識にならなければなりません。

また、憲法に規定がありながら、実際の犯罪捜査の場面では「自白の強制」が行われてしまう現実を考えると、強制や拷問・脅迫によって自白させることを、警察や検察に行わせないためには、この権利を担保するものが不可欠ということになります。それが「取り調べの可視化」であることは明らかです。



19 経済に関する自由では？

自由権の中の、経済に関する自由について考えていきましょう。

第22条（居住、移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由） 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

居住、移転の自由は、自分の住所は自由に決定したり移動できるということです。このすごく当たり前のことが、封建時代の日本では無理でした。特に農民は土地を離れることができませんでした。また現在では、ただ自由に移転できるだけでなく、広く知的な機会を得るためにもこの自由が不可欠であると考えられているという、大切な権利です。職業選択の自由は、自分がつく職業を決定できることです。この職業選択の中には営業の自由も含まれています。

では、この二つの自由になぜ「公共の福祉に反しない限り」という制約があるのでしょうか。例えば職業なら、だれでもなりたいたいと思えば弁護士や医者になっていいとします。そうしたらどのような事態が起こってしまうのでしょうか。そこで、国民の安全をきちんと守るためにも資格などが必要になります。営業についても同じ事がいえます。いくら自由とはいえ麻薬やピストルの販売は、人々の命や安全にも関わることですから禁止されます。

自民党憲法草案の考え方

（居住、移転及び職業選択の自由等）

第22条 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。

何かシンプルになっているような気がしませんか。この草案では「公共の福祉に反しない限り」がすっぱりなくなっています。この場合の「公共の福祉」とは資本主義社会の行き過ぎを防ぐため、自由競争から生じる格差を是正し社会的経済的な弱者を救済するために設けられた大切な文言なのです。根本的に資本の力にまさる大企業が有利なのは明らかで、そのためにもこの経済のところに「公共の福祉」を入れるということは大きな意味があったのです。この自民党憲法草案は、格差社会を肯定し新自由主義経済を目指していくことがうかがえます。

財産権について考えよう

財産権を保障する。これは資本主義経済の根幹をなす法律で、私有財産の保障です。社会主義経済のように土地や建物はすべて国有という法律は作れません。

第29条(財産権) 財産権は侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

(財産権)

第29条 財産権は保障する。

2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。

上にあげたのが**自民党憲法草案**です。「公益及び公の秩序に適合するように」とは、「道路を拡張するなど公益のためには、個人の家も立ち退いて下さい」ということが簡単にできるようになります。**日本国憲法**が「公共の福祉」という文言で、個人の財産を出来るだけ守ろうとしているのとは、大きく違うことがわかります。

また、あらたに知的財産権についての規定を加えています。なぜでしょうか。自民党のQ&Aによると、特許権等の保護が過剰になり、かえって経済活動の過度の妨げにならないように配慮したとしています。個人よりも全体を優先させ、人権を守ると言うよりも経済活動優先であるという姿勢がここから見えてきます。

コラム

福島は今

最近ではほとんど報道されなくなってしまった福島の現状。

今もなお、たくさんの人々が避難生活を余儀なくされており、また残った人々は、未だに線量が高い場所で暮らしているというのに、私たちの日常の生活では、もうそのことは、すっぱり抜け落ちてしまっています。

日本は憲法で、どこに住んでも良い。移転しても良いとされているのに、それが出来ない現実がここにあります。

しかし憲法をじっくり読むと、国は人権保障をしなければならないのだから、仮設住宅をつくるだけでなく長期的保障を含めて考えるべきでは・・・と思うのですが、皆さんはどう思いますか。

20 新しい「権利」はどう書かれているのか

改憲をめざす人は「時代が変わったので、新しい権利を付け加える必要がある」と言います。しかし自民党憲法草案では「権利」として位置づけられているものはありません。むしろこれらはすべて、日本国憲法の第13条「幸福追求権」にすでに含まれていると考えられています。

国民の義務を書いた「プライバシー権」

(個人情報 の 不当取得 の 禁止等)

第19条の2 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

「新しい人権」ならば、「プライバシー権は保障する」と書くべきです。

国の義務を定めた「知る権利」

(国政上の行為に関する説明の義務)

第21条の2 国は、国政上の行為につき国民に説明する義務を負う。

「国の義務」を規定しているだけで、「知る権利を保障する」とは書いていません。最高裁判所は「知る権利」を定めています(博多事件に関する最高裁1969年11月26日決定)。それなのになぜ、「知る権利」を明記しないのか? 「国の義務」だけなら、国民が納得しなくても「国は説明する義務は果たした」といって逃げられるからでしょうか。

国と国民が協力して環境を保全?

(環境保全の義務)

第25条の2 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。

実に曖昧な規定です。「環境権がある」とは一言も書かれていません。むしろ国民が協力させられることから考えれば、義務の拡大といえます。

犯罪被害者に「配慮」するだけ?

(犯罪被害者等への配慮)

第25条の4 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

ここには犯罪被害者及びその家族の「人権」が出てきますが、「保障される」のではなく、国が「配慮」するだけです。犯罪被害者の人権は重要ですが、憲法にあいまいな規定を置くよりも、もっと具体的な法律を作る方が有効ではないでしょうか。また、これを置くことが被疑者・被告人の人権保障を減らすことにつながってはなりません。

日本国憲法第36条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」としているのに、自民党憲法草案では「絶対に」が消えているのは問題です。

2 1 押し付け憲法というけれど—人類の英知の結晶—

自民党を始め改憲を唱える人々は、「アメリカの押し付け憲法だから」といいます。しかし、同じくマッカーサーの押し付けによって始まった自衛隊や、アメリカの押し付けそのものだった日米安全保障条約については、そう言わないのは不思議です。

日本国憲法制定までの経過

日本がポツダム宣言を受諾して無条件降伏した時、「日本の民主化」はポツダム宣言の一部でした。それに基づいて GHQ が日本政府に憲法改正を命じた時、日本政府が出した原案(松本案)は、「天皇は神聖にして侵すべからず」を「天皇は至高にして侵すべからず」と直したように、大日本帝国憲法をほとんど変えないものでした。

これに対して GHQ は極秘のうちに約 1 週間で憲法案を作ったのです。

なぜそんなに急いだのでしょうか。それは数日後に連合国の極東委員会が開かれることになっており、そこには天皇制の廃止を主張するソ連やオーストラリア、ニュージーランドなどが入っていたからです。この時アメリカは日本の占領政策のために天皇制を残そうと考えており、どうしても新しい日本国憲法の案が必要だったのです。

GHQ の人々は、世界各国の憲法集を東京中の図書館からかき集め、その中でも最も良い憲法を作ろうと努力を重ねました。東京大学の憲法調査会で作った憲法案も好意的に受け止められていました。この時期はアメリカ政府の中でいわゆる「民主派」が多数を占めていました。

やがて GHQ と日本政府の交渉が始まり、激論の果てに「天皇制をなくすよりもいい」という思いで日本政府が受け入れたのが、この日本国憲法の草案だったのです。

この憲法案が新聞で発表されると当時の国民は歓迎しました。その後日本の国会での修正を経て、公布・施行されたのです。

変える必要がなかった日本国憲法

1998 年にベアテ・シロタ・ゴードンさんが主人公の演劇「真珠の首飾り」が上演されました。その作者のジェームス・三木さんは、日本国憲法を「人類の英知の結晶」と呼んでいます。だからこそ日本国憲法は、国民が改正の必要なしと判断して今日に至っているのです。

明治時代の大日本帝国憲法は、発布当日まで内容を秘密にされた「政府が国民に押し付けた憲法」でした。日本国憲法は、当時の日本政府にとっては押し付けられた憲法だったかもしれませんが、国民にとっては押し付けられた憲法ではなかったのです。

私たちにできること

自民党憲法草案の余りのひどさに、気持ちが落ち込んでしまいますが、しかし、私たちの希望は、この草案の実現を望む人は実は少数だということです。したがって事態は、草案の内容や、そもそも日本国憲法の内容を知らない人たちに対して、私たちが憲法改悪はいかに危険かということを広めていけるかどうかにかかっています。今10歳の子どもたちも、10年後には20歳になります。そのために、以下のことを提案します。

1、周りの人々や子どもたちに話しかけよう。

そのためには、効果的に短く。相手の関心がありそうなことをさりげなく。この冊子の中から、例えばコラムでも、材料を見つけていただければ嬉しいです。

授業で取り組むのも大事ですが、子どもたちは案外、授業以外のちょっとした話を覚えているものです。何気なく、折に触れて、話をしてみましょう。

2、新聞やテレビなど、いい番組があったら、褒めるお手紙を書こう。

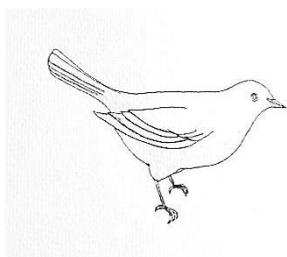
新聞社やテレビ局の中でも、記者たちは苦勞していいものを発信しようとしています。褒めるお手紙が3通あると、会社の中でも頑張りやすいそうです。

3、そして何よりもまず、

日本国憲法を読もう。

日本国憲法の改悪に反対していても、日本国憲法を全部ていねいに読んだことがありますか？

この冊子には巻末に日本国憲法全文を入れました。ぜひ全文を読んでみませんか。



コラム 宮崎駿さん語る

「憲法を変えることについては、反対に決まっています。選挙をやれば得票率も投票率も低い、そういう政府がどさくさに紛れて、思いつきのような方法で憲法を変えようなんて、もってのほかです。法的には96条の条項を変えて、その後になんかどうするということでも成り立つのかもしれないけれど、それは詐欺です。やってはいけないことです。国の将来を決定していくことですから、変えるためにはちゃんとした論議をしなければいけない。」(抄録)

スタジオジブリ「熱風」7月号から

伝えよう 広げよう 「教え子を再び戦場に送るな」の思い

6月28日 「憲法改悪を許さないために～女性の視点で憲法を考えよう」というテーマで弁護士の杉浦ひとみさんを招いて、子どもと女性の人権を守る東京の会の学習会が開かれました。

憲法改悪に関する講演というイメージで参加したところ、冒頭からその予想は覆されました。参加者27名一人一人に年齢、性別、職業等、全く違う役柄を書いた紙が渡され、ワークショップが始まったのです。ここからどんな風に憲法へと話がつながっていくのか、興味津々でした。

斬新だったワークショップ

災害によって無人島に漂着した老若男女100人の一人になって、その危機をどう乗り切っていくかを、グループ討論していきました。どのグループもみんなで助け合っていくことに賛成でしたが、具体的な内容を話し合っていくうちに、ルール作りが必要だということになりました。しかし、100人全員で話し合うことは難しいので、みんなが選んだ代表者に相談してもらおうのがよいという結論になりました。ここで杉浦さんに「これが、代表制（間接民主制）ということですね。」と言われ、いよいよ憲法の姿がおぼろげながら見えてきました。そして、代表者がルールを決めることは【立法】、ルール通りに実行していくことは【行政】、ルールが危うくなったり、破られたりしたときにやり直しや叱責することは【司法】という三権分立がそこにはあり、より大きな価値観で作られたルールが憲法なのだということがワークショップを通して明確になったのです。

表現の自由の大切さ

また杉浦さんは、表現の自由について繰り返し話されていました。言いたいことを言うだけでなく、他人の意見を聞いてまた考え、確信し、時には考えを変え、成長していくのが表現の自由であり、私たちの権利を守る大切な力なのだという話を。自民党の案には、現行と同様に表現の自由を保障するとしながらも、次の項であっさりこれを逆転させるような内容を盛り込んでいます。「公益及び公の秩序」に反しない限り、というのです。これが通ってしまうと、国民は自ずと自分の言動を制限してしまいかねません。戦前、戦中の国家主義の復活としか言えない内容だと思います。

さらに十三条に関して、国民の権利が制限されるのは他者の権利が侵害されるときのみで、権力者の都合で制限されることはないという話から、「公共の福祉」が「公益および公の秩序」に置き換えられていることは見た目以上に大きな違いであることが分かりました。

憲法改悪を許さないために

憲法は重要だからこそ、ときの権力者によって容易に変えられないように高いハードルとなっているのにもかかわらず、自民党は九十六条を変えて多くの問題をはらんだ憲法改悪案を通そうとしています。「身近にいる一人一人に、あなたの子どもや孫を戦争に行かせないようにしましょうと伝えていきましょう。」という杉浦さんの言葉に、参加者全員がうなずいていました。

授業「無人島に流れ着いて」—あなたたちならどうする— 憲法と三権分立の授業（案）

社会科はもちろん、学活や道徳などでもできます

時間	教員の発問	子どもの活動	備考
10分	<p>皆さんは船が難破して無人島に流れ着きました。</p> <p>人数は100人で大人も子どもも赤ちゃんも女性も男性もいろいろな職業の人もいます。</p> <p>ではまず最初に何をしたら良いでしょうか？司会を決めて、話し合っ、あとで発表してください。</p>	<p>4～5人のグループを作る</p> <p>話し合い 発表</p>	<p>*島の探検</p> <p>*食料を探す</p> <p>*洞窟などがあるか探す</p> <p>*赤ちゃんなどは1箇所に集まって待ってもらうなど</p> <p>出なければ教員が補足する(以下同じ)</p>
10分	<p>そうですね。たくさんありますね。でもみんながバラバラに動き出したらどうなるでしょうか？みんなで何かルールを決めた方が良くないかな？</p> <p>ではどうやってルールを決めたら良いでしょうか？話し合ってください。また発表してもらいます。</p>	<p>話し合い 発表</p>	<p>*全員で話し合う</p> <p>*代表を決める</p> <p>*立候補で決める</p> <p>*じゃんけん など</p>
10分	<p>全員で話し合うというのもあったけれど、100人という人数だから、代表を選んでルールを決めるのがよさそうですね。これを代表制(間接民主主義)といいます。(「代表制(間接民主主義)」のプレートを貼る。)</p> <p>さて探検してみると、この島には食料になるものが結構たくさんある事が分かりました。では皆で生活するために、どんなルールが必要か話し合ってください。</p>	<p>話し合い 発表</p>	<p>*食料の分け方とか</p> <p>*余った時はどうするとか</p> <p>*働けない人や赤ちゃんにはどうするとか</p>

10分	<p>実はルールを作るときにはいろいろな考え方があります。取ってきた人が全部食べるというルールだって作れます。でも皆で分け合おうという考え方もあります。このおおもとの考え方、例えば「皆で助け合う」というのを憲法とします。その考えに基づいて、ルールを作ります。（「おおもとの考え方＝憲法」のプレートを貼る。）</p> <p>ルールを作ったら実行します。例えば魚を100匹とった、その時どうやってみんなに分けて配るかを考えて実行する人が必要です。</p> <p>さて、皆がルールを守るでしょうか？ルールを破る人も出てきそうですね。ではルールを破る人が出てきたらどうしますか？グループで話し合ってください。</p>	話し合い 発表	<ul style="list-style-type: none"> *見張る *罰を決めておく *みんなで怒るなど
5分	<p>ここまで話し合ってきたのが実は国の仕組みです。代表を選んでルールを決めるのが国会です。ルールに従って実際に魚を配ったりするのが内閣などの行政です。ルールを破る人を裁くのが裁判所の仕事です。そして憲法は、そのおおもとの考え方をしっかり決めておく一番基本のものなのです。（「国会・内閣・裁判所」のプレートを貼る。）</p> <p>そしてこの仕組みがうまくいくためには、誰もが思っていることを自由に話し合ったりする言論の自由、表現の自由がとても大切なのです。</p>		

おわりに

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」

2006年に安倍政権によって改悪されてしまう前、『教育基本法』の出だしは、こんな風に始まっていました。「日本を誇りある国にしていくためにも憲法改正にもしっかりと取り組んでいく」と堅く決意する安倍首相が、憲法の理想（民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする）の実現をめざす『教育基本法』をまず最初に改悪したのは、至極当然のことだったのでしょ。う。「教育の力」をもぎ取り、まずは外堀を埋めたと言うことでしょう。

政権奪還後、安倍首相の「教育再生」への動きは非常に活発です。道徳の教科化、教科書検定見直しの検討…党や有識者を集めた教育再生実行会議が次々と首相への提言を続けています。歴史を修正する教科書の普及を目指し、法整備も検討される予定です。6月には、自民党の文部科学部会が「社会のよき構成員としての規範意識、権利と義務をわきまえる教育が大事だ」として、高校の新科目「公共」の新設を下村博文文部科学大臣に提言しました。改悪された「教育基本法」に基づく教育が急ピッチで実行されていきます。

戦後レジームの総決算を掲げる安倍首相の攻撃は、いよいよ本丸へと迫っています。自民党の憲法草案では、「国防軍を保持」し、「自衛権の発動を妨げない」として、戦争をすることの出来る国へと大きく舵を切っています。また、表現の自由をはじめとした人権においても、個人より国家優先の条文がならんでいます。

7月2日の東京教研の総会では、こうした厳しい情勢を受けて、学習資料としてこのパンフレットを作成し、会員の皆さんに配布することが決定されました。是非ご一読いただき、授業などにも生かしていただけたらと思っています。

憲法12条には、「国民の不断の努力」が記されています。これは人権や民主主義は、国民が本気でこれを維持しようと努力し続けていないと、あっという間に失ってしまうということ。逆に言えば、権力を持った者は常にそれを奪おうとするものだということでしょう。これは、これまでの長い人間の歴史から汲み取った貴重な教訓なのです。そして今、まさに私たちの努力が試されています。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」

土井 彰（東京教研理事長）

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条【天皇の地位・国民主権】

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条【皇位の継承】

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】

- ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条【摂政】

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条【天皇の任命権】

- ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- ② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条【天皇の国事行為】

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第8条【皇室の財産授受】

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】

- ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

- ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の社会的使命】

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】

- ① 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手続の保障】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】

- ① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条【拷問及び残虐刑の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条【刑事被告人の権利】

- ① すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条【自己に不利益な供述、自白の証拠能力】

- ① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条【遡及処罰の禁止・一事不再理】

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条【刑事補償】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

第41条【国会の地位・立法権】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条【両院制】

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条【両議院の組織・代表】

- ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
- ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条【議員及び選挙人の資格】

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条【衆議院議員の任期】

衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条【参議院議員の任期】

参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第47条【選挙に関する事項】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条【両議院議員兼職の禁止】

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条【議員の歳費】

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条【議員の不逮捕特権】

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条【議員の発言・表決の無責任】

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条【常会】

国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第53条【臨時会】

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条【衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会】

- ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- ③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条【資格争訟の裁判】

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第56条【定足数、表決】

- ① 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- ② 両議員の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第57条【会議の公開、会議録、表決の記載】

- ① 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- ② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- ③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条【役員を選任、議院規則・懲罰】

- ① 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
- ② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第59条【法律案の議決、衆議院の優越】

- ① 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条【衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越】

- ① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
- ② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条【条約の承認に関する衆議院の優越】

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第62条【議院の国政調査権】

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条【閣僚の議院出席の権利と義務】

内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条【弾劾裁判所】

- ① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

第65条【行政権】

行政権は、内閣に属する。

第66条【内閣の組織、国会に対する連帯責任】

- ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。
- ② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】

- ① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条【国務大臣の任命及び罷免】

- ① 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第69条【内閣不信任決議の効果】

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条【内閣総理大臣の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職】

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条【総辞職後の内閣】

前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条【内閣総理大臣の職務】

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条【内閣の職務】

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条【法律・政令の署名】

法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条【国務大臣の特典】

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

第76条【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】

- ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条【最高裁判所の規則制定権】

- ① 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条【裁判官の身分の保障】

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条【最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬】

- ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達したときに退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条【下級裁判所の裁判官・任期・定年・報酬】

- ① 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条【法令審査権と最高裁判所】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条【裁判の公開】

- ① 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

第83条【財政処理の基本原則】

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条【課税】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条【国費の支出及び国の債務負担】

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条【予算】

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条【予備費】

- ① 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- ② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条【皇室財産・皇室の費用】

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条【公の財産の支出又は利用の制限】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条【決算検査、会計検査院】

- ① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- ② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条【財政状況の報告】

内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条【地方公共団体の機関、その直接選挙】

- ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条【特別法の住民投票】

一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

第96条【改正の手續、その公布】

- ① この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条【最高法規、条約及び国際法規の遵守】

- ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章 補則

第100条【憲法施行期日、準備手續】

- ① この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日（昭和22年5月3日）から、これを施行する。
- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第101条【経過規定—参議院未成立の間の国会】

この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第102条【同前—第一期の参議院議員の任期】

この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第103条【同前—公務員の地位】

この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

私たちの憲法

発行日：2013年9月1日

発行者：東京教育文化研究所（東京教研）

東京都千代田区神田神保町2-20

第2富士ビル 市民文化フォーラム内

印刷・製本：(株) 東京文久堂

表紙・カット：Moe Suzuki